

## D V 等被害者法律相談援助業務運営細則

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この細則は、日本司法支援センター業務方法書（以下「業務方法書」という。）第 101 条の規定に基づき、D V 等被害者法律相談援助業務の運営に関する細則を定めることを目的とする。

#### (支部における規定の適用)

第 2 条 支部の業務において、この細則の規定に「地方事務所長」とあるのは、次の各号に掲げる場合を除き、「支部長」と読み替えるものとする。

- (1) 業務方法書第 70 条の 25 第 2 項に基づき、地方事務所長が地方 D V 等被害者法律相談援助審査委員の選任及び同委員長若しくは副委員長を指名する場合
- (2) 第 6 条第 1 項において、地方事務所長が、支部長が D V 等被害者法律相談援助の担当者となる事件に対する決定及び決裁を行う場合

#### (弁護士との契約に関する事項)

第 3 条 センターは、地方事務所において、当該地方事務所に対応する弁護士会の所属弁護士から D V 等被害者法律相談援助契約の申込書の提出を受けることにより、D V 等被害者法律相談援助契約の申込みを受け付ける。

2 地方事務所は、前項に基づく申込みの受付について、当該地方事務所に対応する弁護士会からの申出があるときは、弁護士会に所属弁護士の申込書の取りまとめを依頼し、所属弁護士の申込書を弁護士会からまとめて受ける方法により申込みを受け付けることができる。

3 センターは、弁護士からなされた申込みの諾否を決定するために必要があるときは、当該弁護士の所属弁護士会に照会するなどの方法により、所要の調査を行う。

#### (弁護士との契約の締結)

第 4 条 弁護士との D V 等被害者法律相談援助契約の締結に関する事項については、次の各号に掲げる場合を除き、申込みを受け付けた地方事務所の地方事務所長が申込みに対する諾否を決定する。

- (1) 契約締結障害事由があること以外を理由として契約の申込みを拒絶する場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、地方事務所長が理事長の判断を要すると認めた場合

2 前項各号に掲げる場合については、理事長が申込みに対する諾否を決定する。

#### (D V 等被害者法律相談援助の実施体制に関する事項)

第 5 条 地方事務所は、D V 等被害者法律相談援助業務を円滑に実施するため、あらかじめ、

DV等被害者援助弁護士との間での連絡方法を定める。

- 2 地方事務所は、DV等被害者法律相談援助業務を迅速かつ確実に実施するため、あらかじめ、DV等被害者法律相談援助の担当者を選任するための名簿（以下「DV等被害者援助弁護士名簿」という。）を調製し、事務所に備え置く。
- 3 地方事務所は、当該地方事務所に対応する弁護士会から申出があるときは、弁護士会にDV等被害者援助弁護士名簿の調製への協力を依頼し、これに基づいてDV等被害者援助弁護士名簿を調製する。
- 4 地方事務所は、DV等被害者援助弁護士名簿を調製するときは、当該地方事務所に対応する弁護士会と協議を行った上で、作成すべき名簿の種類、DV等被害者法律相談援助の担当者を選任する手順その他DV等被害者法律相談援助業務を迅速かつ確実にを行うために必要な事項を定める。
- 5 地方事務所は、DV等被害者援助弁護士名簿を調製した場合には、DV等被害者法律相談援助の担当者の選任に係る運用状況について、当該地方事務所に対応する弁護士会と必要な協議を行う。

（地方事務所長がDV等被害者援助弁護士となる事件に対する決定等）

第6条 地方事務所長がDV等被害者法律相談援助の担当者となる事件に対する決定及び決裁は、当該地方事務所長が所属する地方事務所の副所長が行い、支部長がDV等被害者法律相談援助の担当者となる事件に対する決定及び決裁は、当該支部長が所属する支部を管轄する地方事務所の地方事務所長が行うものとする。

- 2 地方事務所長又は副所長（以下「所長等」という。）は、DV等被害者法律相談申込者が、所長等の現に受任若しくは受託（以下「受任等」という。）している事件又は現に法律相談を受けている事件の相手方であるときは、これを知りながら、当該DV等被害者法律相談援助に関する決定及び決裁に関与してはならない。この場合において、当該DV等被害者法律相談援助に関する決定及び決裁は、当該DV等被害者法律相談援助に係る事件の相手方から当該事件の受任等をせず、かつ当該事件について法律相談を受けていない所長等が行うものとする。

（決定等に関与した事件に関する書面等へのアクセス禁止等）

第7条 所長等は、次の各号に掲げる事由があるときは、当該DV等被害者法律相談援助に関する書面及び電磁的記録にアクセスしてはならない。

- (1) 前条第2項の規定によりDV等被害者法律相談援助に関する決定及び決裁に関与することができないとき
  - (2) 所長等が決定又は決裁に関与したDV等被害者法律相談援助のDV等被害者法律相談被援助者が、所長等の現に受任等をしている事件又は現に法律相談を受けている事件の相手方であることを所長等が知ったとき
- 2 前項各号に規定する場合において、当該所長等は、当該DV等被害者法律相談援助に関して職務上知り得た情報を、自己が現に受任等をしている事件又は現に法律相談を受けている事件に利用してはならない。

## 第2章 DV等被害者法律相談援助の実施

(DV等被害者法律相談援助の申込みの受付場所)

第8条 DV等被害者法律相談援助の申込みは、DV等被害者法律相談申込者の住所、居所又は勤務地が存在する都道府県内のセンターの事務所及びDV等被害者援助弁護士の事務所において受け付ける。ただし、以下のセンターの事務所等においても受け付けることができる。

- (1) 都道府県境を越えることになっても、住所、居所又は勤務地とセンターの事務所との位置関係等からDV等被害者法律相談申込者にとって利用しやすい場所にあるセンターの事務所
- (2) その他センターが相当と認めたセンターの事務所等

(DV等被害者法律相談援助の申込方法等)

第9条 DV等被害者法律相談援助の申込みは、申込みをする者が口頭又は自ら記入したセンター所定の書面（以下「DV等被害者法律相談援助申込書」という。）を提出する方法により行うものとする。

- 2 DV等被害者法律相談申込者は、前項の申込みに際し、事案の概要、住所、氏名、生年月日及び資産、並びに事件の相手方が判明している場合にあってはその住所及び氏名その他必要な事項を、センター又はDV等被害者援助弁護士に申告しなければならない。
- 3 DV等被害者法律相談申込者は、第1項の申込みを口頭の方法により行った場合には、当該申込みに係るDV等被害者法律相談援助の実施までに、DV等被害者法律相談援助申込書に前項に掲げる事項を自ら記入し、センター又は当該DV等被害者法律相談援助を行おうとするDV等被害者援助弁護士に提出しなければならない。ただし、DV等被害者法律相談申込者が、病気、障害その他の事由により、自ら記入することができないときは、他の者に記入させることができる。
- 4 次条第1項第4号に定めるDV等被害者電話等相談援助を実施する場合は、前項の規定は適用せず、第10条の2第3号の定めによるものとし、第12条第1項中「第9条第1項に規定する申込みがあった場合」とあるのは「DV等被害者電話等相談援助の申込みがあった場合」と読み替えるものとする。

(DV等被害者法律相談援助の類型)

第10条 業務方法書第2章第2節の2に規定するDV等被害者法律相談援助は、下記の各類型により実施する。

- (1) DV等被害者センター相談援助

センターの事務所及びDV等被害指定相談場所（DV等被害者の実情に配慮して、センターが、DV等被害者法律相談援助の継続的な実施場所として相当と認めて指定した場所をいい、民事法律扶助業務における法律相談援助及び震災法律援助業務における震災法律相談援助の指定相談場所は、原則として、DV等被害指定相談場所とすることができる。）において実施するDV等被害者法律相談援助。

- (2) DV等被害者事務所相談援助

DV等被害者援助弁護士の事務所において実施するDV等被害者法律相談援助。

(3) DV等被害者出張相談援助

業務方法書第70条の16第2項の規定に基づくDV等被害者法律相談援助。

(4) DV等被害者電話等相談援助

業務方法書第70条の14第2項の方法によるDV等被害者法律相談援助。

2 センターは、DV等被害者援助弁護士がその事務所以外の適宜の場所で児童虐待を現に受けている疑いがあると認められる者に対する法律相談を行った場合において、当該法律相談が業務方法書第70条の13に掲げる要件及び次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると地方事務所長が認めるときは、当該法律相談をDV等被害者事務所相談援助として取り扱うことができる。

(1) 事案の性質等により、当該DV等被害者援助弁護士の事務所以外の適宜の場所において法律相談を行う必要性が高いこと。

(2) 当該法律相談において、その対象者の個人情報の保護に配慮した相談態勢がとられたこと。

(DV等被害者電話等相談援助)

第10条の2 業務方法書第70条の14第4項各号に掲げる事項を、次のとおり定める。

(1) DV等被害者電話等相談援助に際して弁護士が使用する電気通信回線の種別

センターの事務所（DV等被害指定相談場所を含む。）備付けの電話機又はDV等被害者援助弁護士が業務上使用する電話機、インターネット回線に接続したパーソナルコンピュータその他の通信機器

(2) DV等被害者電話等相談援助に際してのDV等被害者援助弁護士の所在場所

センターの事務所、DV等被害指定相談場所、DV等被害者援助弁護士の事務所その他執務に適した場所

(3) DV等被害者電話等相談援助の申込手続

第9条第2項に掲げる事項を記入したDV等被害者法律相談援助申込書を郵送若しくはファクシミリによりセンターの事務所（DV等被害指定相談場所を含む。）若しくはDV等被害者援助弁護士の事務所に提出する方法又は電話若しくはメールで第9条第2項に掲げる事項をセンターの事務所（DV等被害指定相談場所を含む。）若しくはDV等被害者援助弁護士の事務所に伝達する方法

(4) 前三号に掲げるもののほか、DV等被害者電話等相談援助を実施する条件

ア DV等被害者電話等相談援助を担当するDV等被害者援助弁護士は、第8条に規定する場所を管轄する地方事務所に対応する弁護士会に所属するものとする。

イ その他の条件は、理事長が別に定める。

(DV等被害者出張相談援助の実施)

第11条 DV等被害者出張相談援助は、この条に定めるところにより行う。

2 DV等被害者出張相談援助の対象者は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当し、業務方法書第70条の16第1項の規定によりDV等被害者法律相談援助を実施する相談場所（以下「既設相談場所」という。）における相談にアクセスすることが困難である者とする。

(1) 65歳以上の高齢者

- (2) 心身に重度又は中度の障害がある者
  - (3) 18歳に満たない者
  - (4) 負傷又は疾病により既設相談場所に赴くことが困難な者
  - (5) 既設相談場所まで公共交通機関を利用して往復3時間以上を要する地域に居住する者であり、かつ、センターが特に認める者
  - (6) 前各号に掲げる事由のほか、やむを得ない事情により既設相談場所に赴くことが困難な者
- 3 地方事務所長は、DV等被害者法律相談申込者又はDV等被害者援助弁護士からDV等被害者出張相談援助の利用を求められたときは、電話による聴取結果等により、事案の内容と出張に要する負担等を確認し、DV等被害者出張相談援助の要否を判断するものとする。
- 4 地方事務所長は、DV等被害者法律相談援助の担当者として選任されたDV等被害者援助弁護士の責に帰すことのできない事由により前項に規定するDV等被害者出張相談援助の要否をその実施前に判断することができなかつた場合には、当該DV等被害者援助弁護士から事案の内容と出張に要した負担等を聴取し、当該DV等被害者援助弁護士が行った法律相談をDV等被害者出張相談援助として取り扱うことができる。
- 5 DV等被害者出張相談援助は、対象者の居住場所のほか、次の各号に掲げる場所で行うことができる。
- (1) 対象者が入院又は療養をする病院その他の施設
  - (2) 対象者が入所又は通所する福祉施設等
  - (3) 対象者が入所又は通所する女性自立支援施設、母子生活支援施設又は民間のシェルターその他の緊急避難場所及び対象者が一時避難する宿泊施設等
  - (4) その他公共機関の施設
  - (5) 前各号に掲げる場所のほか、地方事務所長がDV等被害者出張相談援助の実施場所として適当と認める場所
- 6 DV等被害者出張相談援助を実施した場合の費用は、第18条に定めるところに従って支出する。この場合において、DV等被害者出張相談援助を実施した場所が第20条の規定により旅費及び宿泊費を支出する旨の決定をすることができる地であるときは、同条が定めるところにより算定した額の旅費及び宿泊費を別途支出する。
- (担当者の選任の方法)
- 第12条 地方事務所長は、センターに対し第9条第1項に規定する申込みがあった場合において、その申込みに係る案件が業務方法書第70条の13に掲げる要件に該当すると認めるときは、DV等被害者法律相談申込者の実情に配慮し、DV等被害者援助弁護士名簿の中から当該DV等被害者法律相談援助の担当者を選任する。
- 2 地方事務所長は、前項の規定によりDV等被害者法律相談援助の担当者を選任するときは、DV等被害者法律相談申込者の所在地に対応する弁護士会に所属するDV等被害者援助弁護士から選任するものとする。ただし、事案の特殊性又は緊急性その他特別の事情のある場合は、この限りでない。
- 3 地方事務所長は、第1項の規定によりDV等被害者法律相談援助の担当者を選任する場合

には、あらかじめ、選任しようとするDV等被害者援助弁護士に対して打診を行い、当該DV等被害者援助弁護士が当該DV等被害者法律相談援助の担当者となることができるか否かを確認する。

- 4 第1項の規定によりDV等被害者法律相談援助の担当者に選任されたDV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談申込者の実情に配慮し、当該DV等被害者法律相談援助を行うよう努める。

(DV等被害者簡易援助の要件・方法)

第13条 DV等被害者簡易援助とは、業務方法書第70条の15に規定する援助として、DV等被害者援助弁護士がDV等被害者法律相談援助の際に、簡易な法的文書（DV等被害者法律相談被援助者が持参した様式に必要事項を書き込む場合のように、口頭の説明で足りるものを除く。以下同じ。）を作成し、DV等被害者法律相談被援助者に交付することをいう。

- 2 DV等被害者援助弁護士は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たす場合は、DV等被害者簡易援助を行うことができる。

- (1) DV等被害者法律相談援助時間内に文書を作成することができること。
- (2) DV等被害者法律相談被援助者本人名義の簡易な法的文書を作成することが紛争の迅速かつ適正な解決に資する事案であること。
- (3) 簡易な法的文書を作成することについて、DV等被害者法律相談被援助者の同意があること。
- (4) 第18条第5項の場合を除き、同条第3項及び第4項の規定によってDV等被害者法律相談被援助者が負担すべき費用が当該DV等被害者援助弁護士に対して支払われる見込みがあること。

- 3 DV等被害者簡易援助を行ったDV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談援助の終了後、直ちに、地方事務所長に対し、DV等被害者法律相談被援助者が文書を受領したことを確認する署名がなされた法律相談票及びDV等被害者簡易援助により作成した文書の写しを提出しなければならない。

- 4 地方事務所長は、DV等被害者法律相談被援助者に対し、前項の文書の作成について確認することができる。

(法律相談票の作成と提出)

第14条 DV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談援助を行ったときは、直ちに、法律相談票を作成してDV等被害者法律相談援助申込書と共に地方事務所長に提出するものとする。

- 2 DV等被害者援助弁護士は、DV等被害者事務所相談援助又はDV等被害者出張相談援助を行ったときは、DV等被害者法律相談援助申込書に、DV等被害者法律相談被援助者が当該DV等被害者法律相談援助を受けたことを確認する当該DV等被害者法律相談被援助者の署名を得るものとし、当該署名を得ることができなかつたときは、その理由を地方事務所長に申し出なければならない。

- 3 前項の署名は、DV等被害者電話等相談援助においては不要とする。

- 4 第1項の提出は、センターの事務所でDV等被害者法律相談援助を行った場合を除き、フ

ァクシミリにより行うことができる。

- 5 DV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談援助を行った日の翌日から14営業日以内に、センターに対し、法律相談票及びDV等被害者法律相談援助申込書（以下「法律相談票等」という。）を提出しないときは、当該期限を経過した理由を地方事務所長に申し出なければならない。
- 6 センターは、次に掲げるいずれかの事由に該当するときは、当該DV等被害者法律相談援助の法律相談費を支払わない。
  - (1) 第2項に係るDV等被害者法律相談被援助者の署名を得ることができなかった場合において、その理由が合理的であると認められないとき又はその理由の申出がないとき。
  - (2) DV等被害者援助弁護士が前項の期限内に法律相談票等を提出しなかった場合において、当該期限を経過した理由が合理的であると認められないとき又はその理由の申出がないとき。

（相談日程の通知及び相談不実施の報告）

第15条 DV等被害者援助弁護士は、第12条第1項の規定によりDV等被害者法律相談援助の担当者に選任された場合において、選任の日の翌日から5営業日を超えた日に当該DV等被害者法律相談援助を行うこととなったとき（5営業日経過時点において相談日が未定である場合を含む。）は、速やかに、その旨を地方事務所長に通知しなければならない。ただし、地方事務所長がその旨を既に了知している場合を除く。

- 2 DV等被害者援助弁護士は、第12条第1項の規定によりDV等被害者法律相談援助の担当者に選任された場合において、当該DV等被害者法律相談援助を行わないこととなったときは、選任の日からの経過日数にかかわらず、速やかに、その理由を記載した報告書（以下「不実施報告書」という。）を作成して地方事務所長に提出しなければならない。ただし、地方事務所長がその旨を既に了知している場合を除く。

（法律相談票等未提出案件が一定件数を超えた場合の取扱い）

第16条 地方事務所長は、DV等被害者援助弁護士が業務方法書第70条の20の規定に違反して法律相談票又は不実施報告書を提出していない援助案件（以下「法律相談票等未提出案件」という。）の合計件数が、理事長が別に定める数に達したときは、当該DV等被害者援助弁護士に、DV等被害指定相談場所若しくはセンターの事務所又はDV等被害者法律相談援助の申込みがセンターに対して行われた場合の当該DV等被害者援助弁護士の事務所におけるDV等被害者法律相談援助を実施させないことができる。ただし、法律相談票等未提出案件の合計件数が、理事長が別に定める数に達した後、当該DV等被害者援助弁護士から、法律相談票等未提出案件に係る全ての法律相談票等が提出され、かつ、地方事務所長が実施させないこととしたDV等被害者法律相談援助を行いたい旨の申出があったときは、この限りでない。

- 2 地方事務所長は、DV等被害者援助弁護士が業務方法書第46条若しくは第47条又は第83条の31において準用するこれらの規定に違反して報告書を提出していない援助案件（以下「報告書未提出案件」という。）の合計件数が、理事長が別に定める数に達したときは、当該DV等被害者援助弁護士に、DV等指定相談場所若しくはセンターの事務所又はDV等被害者法

律相談援助の申込みがセンターに対して行われた場合の当該DV等被害者援助弁護士の事務所におけるDV等被害者法律相談援助を実施させないことができる。ただし、報告書未提出案件の合計件数が、理事長が別に定める数に達した後、当該DV等被害者援助弁護士から、報告書未提出案件に係る全ての報告書が提出され、かつ、地方事務所長が実施させないこととしたDV等被害者法律相談援助を行いたい旨の申出があったときは、この限りでない。

(法律事務の受任等に関する原則)

第17条 民事法律扶助契約を締結しているDV等被害者援助弁護士は、自らがDV等被害者法律相談援助を行った案件につき業務方法書第29条第1項第1号に定める決定があったときは、受任者等となるよう努める。ただし、当該DV等被害者援助弁護士が業務の繁忙その他の理由により当該案件を受任し又は受託することができないときは、この限りでない。

(DV等被害者法律相談援助の法律相談費等)

第18条 業務方法書第70条の21に基づき、DV等被害者法律相談援助の実施に携わったDV等被害者援助弁護士に対して支払う法律相談費は、別表の1の基準に従い地方事務所長が定めた額とする。

- 2 センターは、DV等被害者出張相談援助に携わったDV等被害者援助弁護士に対し、別表の2の基準に従い地方事務所長が定めた額の出張手当を支払うことができる。
- 3 DV等被害者簡易援助を行った場合の費用(以下「DV等被害者簡易援助費」という。)は、1通につき4,400円とする。
- 4 DV等被害者簡易援助費の支払は、DV等被害者法律相談被援助者が業務方法書別表4のDV等被害者法律相談援助資産基準に定める者に該当する場合は、うち2,200円の支払はセンターが当該DV等被害者簡易援助を行ったDV等被害者援助弁護士に対して行い、うち2,200円はDV等被害者法律相談被援助者が当該DV等被害者援助弁護士に支払うようセンターがDV等被害者法律相談被援助者に指示して行うものとし、DV等被害者法律相談被援助者が同DV等被害者法律相談援助資産基準に定める者に該当しない場合は、全額につきDV等被害者法律相談被援助者が当該DV等被害者援助弁護士に支払うようセンターがDV等被害者法律相談被援助者に指示して行うものとする。ただし、センターの職員のうち、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士がDV等被害者法律相談援助の実施に伴いDV等被害者簡易援助を行った場合には、DV等被害者法律相談被援助者が支払うべき費用は、DV等被害者法律相談被援助者からセンターに対して支払われるものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、DV等被害者簡易援助を行ったDV等被害者援助弁護士が、センターに対し、DV等被害者法律相談被援助者がDV等被害者法律相談援助の実施時において生活保護法による保護を受けていることを証する書面を、法律相談票と共に提出したときは、DV等被害者簡易援助費の全額をセンターが当該DV等被害者援助弁護士に対して支払う。
- 6 DV等被害者簡易援助費は、同一の特定侵害行為による被害に関するDV等被害者法律相談援助について1通分を限度とする。ただし、複数の法的文書が作成された場合において、その作成の難易及び必要性を考慮し、センターが相当と認めたときは、2通分の費用を限度とすることができる。

(待機謝金)

第19条 DV等被害者センター相談援助を予約制で実施している場合において、事前にDV等被害者法律相談援助の予約をしていた者がいずれも来所せず、又は音声及び動画若しくは音声のみを電気通信回線で送受信する方法による通話に応答しなかったため、担当者に選任されていたDV等被害者援助弁護士が全くDV等被害者法律相談援助を行うことができなかつたときは、センターは、当該DV等被害者援助弁護士に対し、別表の3に定める基準に従い地方事務所長が定めた待機謝金を支払うことができる。

(旅費及び宿泊費)

第20条 センターは、DV等被害者援助弁護士がDV等被害者法律相談援助を行うため事務所所在地から離れた地（日本国内に限る。以下「遠隔地」という。）に赴くことが必要かつ相当であると認められ、かつ、DV等被害者援助弁護士が、通常の経路及び方法（自家用車の使用が通常の方法と認められる場合を含む。）を用い、事務所所在地を出て当該遠隔地においてDV等被害者法律相談援助を行った後にDV等被害者援助弁護士の事務所所在地に戻る場合に、旅行のために通常要すべき時間（公共交通機関の待ち合わせ時間を含む。）の合計が4時間を超えるとき又はその場合に現に支払う交通費の額（原則として長距離の移動部分に限る。以下この条において同じ。）が5,000円を超えるときは、この条に定める基準により、必要な旅費及び宿泊費を支出する旨を決定することができる。

(1) 旅費

ア 直線距離に基づく算出基準

DV等被害者援助弁護士の事務所所在地を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所（事務所所在地簡易裁判所）と、赴いた場所を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所（出張先簡易裁判所）との間の直線距離（1キロメートル未満の端数は切り捨てる。）を基準として、その距離が10キロメートルの範囲内にあるときは零とし、これらの間の距離が10キロメートル以上のときは、その距離に、下記表1の左欄に掲げる当該距離の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を乗じて得た額とする。

(表1)

左 欄	右 欄
10 キロメートル以上 100 キロメートル未満	1 キロメートルにつき 30 円
100 キロメートル以上 301 キロメートル未満	1 キロメートルにつき 50 円
301 キロメートル以上	(1) 301 キロメートル未満の部分 1 キロメートルにつき 50 円 (2) 301 キロメートル以上の部分 1 キロメートルにつき 40 円

イ 実費額に基づく算出基準

旅行が通常の経路及び方法によるものであること並びに現に支払った交通費の額がアの直線距離に基づいて計算した旅費額を超えることを明らかにする領収書、乗車券、航空機の搭乗券の控え、ETC利用証明書明細、プリペイドカードの裏面に印字された利用明細等の文書が提出されたときは、現に支払った交通費の額とする。

#### ウ 算出基準の選択

事務所所在地簡易裁判所と出張先簡易裁判所との間の一部の区間につき実費額による支出をするときは、その余の区間について直線距離に基づく旅費額の支出は行わないものとする。

#### (2) 宿泊費

宿泊費の額は、一夜当たり、宿泊地が、下記表 2 に定める甲地方である場合には 8,500 円、乙地方である場合には 7,500 円とする。

(表 2)

甲地方	さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市及び福岡市
乙地方	甲地方以外の地域

#### (DV等被害者法律相談援助に伴う通訳サービスの提供)

第21条 センターは、DV等被害者法律相談援助を実効的に行うために、外国語等の通訳サービスの提供が必要かつ相当と認めるときは、この条の規定に従い、センターが委託した通訳人若しくは通訳サービス提供業者が指定した通訳人にこれを行わせ、又はDV等被害者援助弁護士が委託した通訳人の費用を支出することができる。ただし、DV等被害者法律相談被援助者が自ら適当な通訳人を確保できる場合又はセンター若しくはDV等被害者援助弁護士において適当な通訳人に委託することが困難な場合は、この限りでない。

2 通訳サービスの提供に要する費用については、DV等被害者法律相談被援助者に負担させないものとする。

3 センターの事務所におけるDV等被害者法律相談援助において通訳サービスを提供する場合は、センターが、適当と認める通訳人又は通訳サービス提供業者が指定した通訳人に対し、通訳業務を委託する方法により行うものとする。

4 DV等被害者事務所相談援助において通訳サービスを提供する場合は、DV等被害者援助弁護士が、適当と認める通訳人に対し、あらかじめ地方事務所長の承認を得て、通訳業務を委託する方法により提供するものとする。ただし、DV等被害者援助弁護士が事前にセンター所定の申請書をセンターに提出（ファクシミリによる提出を含む。）したにもかかわらず、センターの業務時間外その他センターの事情により法律相談を実施する前に承認を得られなかった場合であって、事後に地方事務所長が承認したときは、当該承認は事前に行われたものとみなす。

5 DV等被害指定相談場所におけるDV等被害者法律相談援助及びDV等被害者出張相談援助において通訳サービスを提供する場合は、第3項に定める方法又はセンターとDV等被害者法律相談援助の実施場所の管理者との契約に基づき、当該場所の管理者が適当と認める通訳人に対し、通訳業務を委託する方法により提供するものとする。

6 通訳料（交通費及び消費税を含む。）は、以下の基準によるものとする。

#### (1) 通訳料

1 件当たり 11,000 円を上限とする。ただし、同一日に同一場所で 2 件以上通訳サービス

を提供した場合は 16,500 円を上限とする。

- (2) DV等被害指定相談場所の管理者が通訳人に委託する方法で通訳サービスが提供された場合の通訳料

DV等被害指定相談場所の管理者が通訳人に支払う通訳料を、同管理者が実施する法律相談で通訳サービスが提供された件数と、DV等被害者法律相談援助で通訳サービスが提供された件数とで案分し、DV等被害者法律相談援助に割り付けられた金額とする。ただし、DV等被害者法律相談援助 1 件当たり 11,000 円を超えないものとする。

- (3) 通訳サービス提供業者が指定した通訳人によるオンラインを用いた通訳サービスが提供された場合

センターが委託した通訳サービス提供業者が指定した通訳人によるオンラインを用いた通訳サービスが提供された場合の通訳料は、センターと通訳サービス提供業者との間で締結した(1)及び(2)の基準その他の事情を踏まえた契約条項に従うものとする。

- 7 第3項若しくは第4項に規定する場合又は第5項に規定する場合であって第3項に定める方法による場合で、かつ、DV等被害者法律相談援助を予約制で実施している場合において、事前にDV等被害者法律相談援助の予約をした者がいずれも来所せず、又は音声及び動画若しくは音声のみを電気通信回線で送受信する方法による通話に応答しなかったため、通訳人が全く通訳サービスを提供することができなかつたときは、当該通訳人に対し、5,500 円を上限とする待機謝金（交通費及び消費税を含む。）を支払う。

- 8 通訳を要する言語が希少言語である等、近隣における通訳人の確保が困難な場合であって、通訳人が通訳を行うために通常の経路及び方法（自家用車の使用が通常の方法と認められる場合を含む。）を用い、住所地又は勤務地を出て目的地において必要な通訳を行った後に住所地又は勤務地に戻る場合（日本国内に限る。）に、旅行のために通常要すべき時間（公共交通機関の待ち合わせ時間を含む。）の合計が4時間を超えるときは、前二項にかかわらず、第20条に定めるところにより算出した長距離の移動部分に係る旅費を支出することができる。ただし、支出する場合には、あらかじめ、本部と協議しなければならない。

- 9 理事長は、この条に定めるもののほか、DV等被害者法律相談援助に伴う通訳サービスの提供に関し、必要な事項について実施要領を定めることができる。

（他の法律相談援助との関係）

第22条 センターは、DV等被害者法律相談援助の要件を満たす法律相談が、センターの実施する他の法律相談援助の要件も満たす場合においては、いずれか1つの法律相談費、出張手当、簡易援助費、待機謝金、旅費、宿泊費及び通訳料のみを支払う。

（DV等被害者法律相談援助における費用の負担）

第23条 センターは、業務方法書第70条の22第1項に基づきDV等被害者援助費用負担決定をしたときは、DV等被害者法律相談被援助者に対し、第18条第1項に基づき地方事務所長が定めた法律相談費の額と同額の費用負担を求める。

（文書の送付等）

第24条 DV等被害者法律相談援助業務において、センターがDV等被害者法律相談被援助者又はDV等被害者援助弁護士その他の利害関係者（以下「利害関係者等」という。）に対して

文書を送付するときは、氏名、住所その他利害関係者等がセンターに届け出た連絡先を送付先とし、郵便により行う。

- 2 センターは、利害関係者等の連絡先に変更があったことを知ったときは、前項の規定にかかわらず、その連絡先を送付先とすることができる。
- 3 前2項の場合において、普通通常郵便により発送した文書は、センターが利害関係者等に対して文書を発送した日の翌日から起算して5日を経過した日（その日が土曜、日曜、祝日又は国民の休日であるときは、その後の最初の平日）に、利害関係者等に到達したものとみなす。
- 4 第1項の規定にかかわらず、センターは、DV等被害者援助弁護士に対する決定書、報告の督促その他の事務連絡の文書の送付を、ファクシミリその他適宜の方法によってすることができる。この場合、センターのDV等被害者援助弁護士に対する通知は、送信日に当該弁護士に到達したものとみなす。

（通知の方法）

第25条 DV等被害者援助費用負担決定又はその取消しの通知は、DV等被害者法律相談被援助者に対し、決定書その他の適宜の書面（以下「決定書等」という。）を郵送その他の方法により交付する方法によって行う。ただし、DV等被害者法律相談被援助者から決定書等の交付に支障がある旨の申出があった場合には、センターは、決定書等の交付に代えて、電話その他の方法により口頭でその内容を通知することができる。

附 則

この細則は、平成30年1月24日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和元年細則第3号）

この細則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和2年細則第4号）

この細則は、令和2年5月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和3年細則第3号）

この細則は、令和3年2月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和4年細則第4号）

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和7年細則第25号）

この細則は、令和8年1月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和8年細則第13号）

この細則は、令和8年5月21日から施行する。

別表（第18条、第19条関係）

D V等被害者法律相談援助費用等支出基準

1 法律相談費（消費税込）

1件当たりの相談時間が60分未満のとき	5,500円
1件当たりの相談時間が60分以上を要したとき	11,000円

2 出張手当

D V等被害者法律相談援助の担当者の事務所からD V等被害者法律相談援助を実施する場所まで、通常の経路及び方法を用いて移動した場合に通常要する時間が往復90分以下のとき	5,500円
D V等被害者法律相談援助の担当者の事務所からD V等被害者法律相談援助を実施する場所まで、通常の経路及び方法を用いて移動した場合に通常要する時間が往復90分を超え180分以下のとき	11,000円
D V等被害者法律相談援助の担当者の事務所からD V等被害者法律相談援助を実施する場所まで、通常の経路及び方法を用いて移動した場合に通常要する時間が往復180分を超えるとき	16,500円

3 待機謝金

待機時間が1時間10分以下のとき	5,500円
待機時間が1時間10分を超えるとき	11,000円